



Title	清代内蒙古帰化城トゥメト旗の公文書について
Author(s)	萩原, 守
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1986, 20, p. 45-66
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47988
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

清代内蒙古歸化城トウメト旗の公文書について

萩 原 守

はじめに

モンゴル民族の歴史に関する内外の研究は近年いよいよその幅を広げ、扱われる時代、地域、分野、用いられる史料の種類、そのいずれをとってみてもいっそう多彩になりつつあるように思われる。しかしながら、そのうち清朝支配下の時代におけるモンゴル史の研究は、その時間的な長さや重要性にもかかわらず、わが国でもあまり研究の進んでいない分野の一つである。各種概説書を見れば明らかのように、経済、商業、宗教等は勿論、基本的な行政制度の実態すらほとんどわかっていないのである。

一方この時代の史料は、清朝実録をはじめとする一般的な漢文史料のほかに、各地に保管されている檔案（公文書）、チベット文・モンゴル文の高僧伝・年代記、外国人の旅行記等実に多彩である。このうち檔案類は最も重要な史料であるが、ウランバートル、フフホト、北京、台北等残っている場所が限定されていて未整理のものも多く、必ずしも自由に閲覧できるわけではない。その分一般的な漢文史料の役割は大きいが、また利用しやすい形で

残されている檔案も見逃してはならないはずである。

ここで扱う江實編『蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟史資料集成 土默特特別旗之部第一輯』(以下『資料集成』と省略)は、日本人学者らが太平洋戦争中の一九四二年、内モンゴルで出版した檔案史料集で、国内で見られる清代モンゴル関係の檔案類のうちでは、最もよくまとまった分量を持つものである。しかし従来ほとんど利用されておらず、これに言及したのも極めて少ない⁽¹⁾。また『資料集成』の抄訳たる『蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟史資料集成 土默特特別旗之部第一輯翻譯第一号』(以下『翻譯』と省略)もあまり知られていない⁽²⁾。

そこで本稿は、上述した清代モンゴル史研究の遅れを認めた上で、本『資料集成』の内容を整理・検討し、今後の研究への一つの土台として役立てようとするものである。

なお紙数の関係から、『資料集成』中の漢文文書の内容検討については別の機会にゆずり、ここではモンゴル文、満洲文の文書を中心に述べることにする。

一 トゥメト旗文書の発見と出版

『資料集成』及び『翻譯』の序文その他に基づいて、トゥメト旗文書の発見と出版の経緯を以下に短くまとめてみる⁽³⁾。

太平洋戦争当時の内モンゴルは、徳王を主席とする日本の傀儡政権、蒙古連合自治政府(一九三九～一九四五年)の治下にあった。そのうちの巴彥塔拉盟管下にあった帰化城(現呼和浩特市の旧城部分)の「土默特特別旗公署の内部より」、一九四一年頃十万余通の公文書が発見された。これがいわゆるトゥメト旗文書である。この文

書は、康熙初年から民国二〇年という約二百五十年間の長きにわたるもので、モンゴル文、満洲文、漢文と三種類の言語がまちまちに使用されていた。これは清代を通じて帰化城トゥメト旗の衙門が、中央の理藩院や綏遠城（現呼和浩特市街の新城部分）將軍衙門をはじめ、各地の役所との間でやりとりした公文書であるから、清代以来のトゥメト旗の都統、副都統⁽⁶⁾の衙門の下ですつと保管されていたはずである。蒙古連合自治政府が土默特特別旗公署を置いた後、一九四一年になって、関係者が保管されていた文書にようやく気付いたということであろう。

続いて、主として戦時下の内モンゴルでの行政資料として役立てるために、蒙古連合自治政府によってその刊行が計画された。この時編集にあたったのが江實氏（巴彥塔拉盟公署文教科事務官）である。まず江氏を中心として一万通が「整理・研究」され、さらにその中から二百八十七通が選出されて大阪単式印刷株式会社（大阪市西区）で影印された。これが江實編『資料集成』である。発行は成紀七三七⁽⁷⁾（一九四二）年十一月三日、発行所は蒙古連合自治政府巴彥塔拉盟公署となっている⁽⁸⁾。体裁は、B5版、三百八十七頁、序文・目次十四頁、地図一枚、題辭三枚である。影印は比較的鮮明でよくできている。

十万余通の中から二百八十七通が選出された基準について、江氏は凡例の所で、地域的には「土默特旗、歸化城、綏遠城、太原府、理藩院等の所在地並にチャハル、ウランチャップ、オールドス、ウリヤスタイ、ウルムチ等の諸地方の文書を主に收録」し、又「特に文法上の興味ある文書は長文に互るもの多くここにほとんど採録なしえず」と書いている。しかし地域以外の選考基準は記されていない。

この『資料集成』は奥付に非売品とあるように発行部数が少なかつたらしく、国内にはさほど残っていないようである。筆者は、東洋文庫（一九六五年岩井大慧氏寄贈本）と京都大学内陸アジア研究所（写真複写本）に所蔵さ

れているのを確認できたにすぎない。個人蔵の形では少しは残っているかもしれない。北京でも存在が確認できるが、⁽⁹⁾内モンゴルに残っているかどうかははっきりしない。

なお表題からもわかるとおり、トゥメト旗文書の第二輯以下や他旗の公文書も出版する予定であったはずであるが、結局出版されていないようである。

次にこの『資料集成』は、「戦局下の蒙古行政に敢闘される諸士の御参考に供し、又眞に蒙古を調査研究される一般方々の一助の資に献げ」るため、大急ぎで抄訳作業が進められた。和訳にあたったのは、張家口の蒙古連合自治政府蒙古文化研究所を中心とする同政府の「日蒙の行政官諸氏」であり、おそらくその中心には江實氏がおられたものと思われる。

翻訳された文書は、『資料集成』前半部分のモンゴル文書のみ七十二通で、張家口の星野印刷工廠で印刷された。そして成紀七三八（一九四三）年二月二三日、前記の蒙古文化研究所（張家口）から「蒙研資料第一號」として発行された。これが『翻譯』である。編集は蒙古文化研究所と巴彥塔拉盟公署の共編という形にしてあり、発行者は同研究所の江實氏となっている。江氏は文書の翻訳のため所属を移られたものか。体裁は、A5版、七十一頁、序文・目次十二頁、索引五頁、図版一枚である。これも奥付に非売品とある。発行部数は『資料集成』と同じくらい少なかったようで、今ではかなり稀少なものである。⁽¹⁰⁾

『翻譯』は、その序にもある通り大へん誤訳が多い。とりあえず大急ぎで抄訳を出版し、翌（一九四四）年改めて『資料集成』の全訳を出版する予定であったというが、これもやはり計画だおれに終わった。結局トゥメト旗文書の残り大部分は、影印・出版されないままフフホトに残ったわけである。

ではトゥメト旗文書十万余通は、その後どうなったのであろうか。詳細は不明であるが、現在もフフホトにそのまま残っていると考えるのが自然であろう。ちなみに現在フフホトの内蒙古檔案館には、蒙文檔案が四、五万件残っているという。若松寛氏の記述⁽¹¹⁾によると、氏が一九八五年に内蒙古自治区を訪問された際、そのフフホト来訪を機に、十月三日、内蒙古師範大学で蒙古歴史文献學術信息会が開催され、席上同大学の金峰氏が蒙文檔案整理上の問題に関連して次のように発言された。それは内蒙古檔案館（呼和浩特）に蒙文檔案が四、五万件、瀋陽の檔案館にモンゴル関係の蒙文・漢文檔案が十七万三千余件もあるということである。この金峰氏の言うフフホトの蒙文檔案四、五万件が、いわゆるトゥメト旗文書十万余通中の蒙文檔案と同一のものである可能性もあるのではないだろうか。

二 江編『資料集成』の構成

江編『資料集成』は、大きく分けて前半の第一編兵司之部と後半の第二編戸司之部から構成されている。そして合計二百八十七通の文書は、兵司之部九十九通、戸司之部百八十八通に二分され、言語の種類と無関係に各部の中で年代の古い順に並べられている。そうして全ての文書には、順に第一から第二八七までの通し番号が付けられている（表一参照）。『翻譯』は、表一にある兵司之部のモンゴル文書のべ（後述）七十三通のうち、第六〇文書を除く七十二通（個々の番号については表三参照）を和訳しているわけである。

兵司、戸司という名の由来は、歸化城トゥメト旗の衙門が内部で兵司⁽¹²⁾と戸司⁽¹³⁾という二つの部局に分かれていたことから来ている。檔案類もこの両司で別々に保管されていたようである。これは一般に中国諸王朝で、地方官の最

表一 江編『資料集成』の年号別構成

年 号	文書番号	総文 書数	満 洲 文 書の数	モンゴル文 文 書 の 数	漢 文 文書の数
第1編 兵 司 之 部					
収 録 ↓ 順	康熙 1~53	53	0	53	0
	雍正 54~56	3	2	1	0
	乾隆 57~65	9	$(1+0.5 \times 5)3.5$	$(0.5 \times 4) 2$	$(3+0.5) 3.5$
	嘉慶 66~74	9	1	2	6
	道光 なし	0	0	0	0
	咸豐 75~76	2	0	1	1
	同治 77~85, 91	10	$(1+0.5)1.5$	$(4+0.5 \times 4)6$	$(1+0.5 \times 3)2.5$
	光緒 86~90	5	$(3+0.5 \times 2)4$	$(0.5 \times 2) 1$	0
	宣統 92	1	0	1	0
民 国 93~99		7	0	1	6
兵 司 の 合 計		99	12	68	19
兵 司 の の べ 数			16	73	21
第2編 戸 司 之 部					
乾隆32年8月来文	100~103	4	4	0	0
嘉慶22年8月来文	104~121	18	$(16+0.5)16.5$	$(1+0.5)1.5$	0
道光5年正月行文	122~130	9	9	0	0
〃 5月来文	131~144	14	8	2	4
咸豐元年正月来文	145~159	15	1	0	14
〃 2月来文	160~180	21	2	5	14
同治元年正月行文	181~190	10	6	0	4
〃 3月来文	191~209	19	5	0	14
〃 6月行文	210~227	18	10	0	8
光緒3年12月来文	228~244	17	0	0	17
〃 7年3月行文	245~270	26	16	0	10
〃 19年2月来文	271~287	17	4	1	12
戸 司 の 合 計		188	81.5	9.5	97
戸 司 の の べ 数			82	10	97
総 合 計		287	93.5	77.5	116
の べ 数 総 合 計			98	83	118

。二言語併用の文書は0.5通（のべでは1通）ずつとして数えた。

も主要な責務が司法（刑名）と財政（錢穀）であったと言われていることとよく対応している。兵司が司法を、戸司が財政を担当していたことは想像に難くない。しかし実際に両部の文書を調べてみると、土地争い等の訴訟文書も戸司之部に多数収録されているし、財政に関する文書で兵司之部に収録されている例もある。

両部の分担は、凡例の言にもある通り整然たるものではなかったようである。両部文書のさらに重要な違いは、「兵司の文書は諸方の往復の文書そのもの」であり、「戸司の部の文書は往來の文書を更に一括して淨書して檔子となしたるもの」（凡例）だという点である。

兵司之部の文書はただ年代順に並べてあるだけで、後述の戸司之部の文書と違い、来文と行文⁽¹⁴⁾の区別もなければ（実際には大部分が来文）、整理のための書き足しもない。また文書そのものの大きさ、文字の大きさ、筆跡（手書きでないものも十通ある⁽¹⁵⁾）などどれをとってみてもほとんど一通ごとに異なっており、かつしばしば印鑑や訴状提出者の捺印が押してある。（このため兵司之部の文書は、影印の鮮明さにもかかわらずしばしば判読不可能な部分がある。）

以上から判断して、兵司之部に収録された文書の大部分が実際に用いられた文書そのものであることは、ほぼまちがいない。ただ兵司から他の役所へあてて書かれた行文（例えば第五八、五九文書）でこの中に収録されているものまで、実際に使用された文書と解するのはやや問題があらう。この場合実際に使われた「往復の文書そのもの」は、他旗の役所なり理藩院なりへ届けられたはずであるから、ここに収録されているものはたとえ印鑑が押してあっても、何通か同時に作成された複製のうちそのまま保管しておかれた一通であるはずである。したがって兵司之部収録の文書全てが厳密に「諸方の往復の文書そのもの」というわけではないが、全体としてはほとんどが実

表二 戸司之部、各文書冒頭の千字文と序数

年	月	文書番号	千 字 文			西 暦	千字文のあとについている序数
			満洲語	モンゴ ル 語	漢字と 千字中 の番号		
雍正12年？					(天1？)	1734？	
乾隆32年	8月来文	100～103	teng		(騰34)	1767	623…642
嘉慶22年	8月来文	104～121	dzi		(字84)	1817	568…638
道光5年	正月行文	122～130	guwa		(国92)	1825	1～9
	5月来文	131～144	guwe	324…370			
咸豊元年	正月来文	145～159	fu	fu	伏118	1851	7, 11, 52…※12
	2月来文	160～180					55…110, 108
同治元年	正月行文	181～190	ming		鳴129	1862	1～10
	3月来文	191～209					135…200
	6月行文	210～227					110～127 ⁽¹⁾
光緒3年	12月来文	228～244			盖145	1877	1…37
光緒7年	3月行文	245～270	fa		髮148	1881	37～61 ⁽²⁾
光緒19年	2月来文	271～275	mu	šu	慕162	1893	1～5
		276～287					傷160

() 内は推定。 ※ は収録の順序が逆になっているもの。

～ は連続を、… は非連続を示す。

(1) 第219文書が118号になっているのは、おそらく119号の誤り。

(2) 第247, 248文書は、いずれも39号となっている。

際に使われた文書である。

これに対して戸司之部の文書は一ヶ月ごとにとまとめられていて、表紙ともいえるべき紙が一ヶ月分の最初に添付されている。表一からわかるように、収録された文書は合計十二ヶ月分であり、従って表紙も十二枚ある。これらの表紙には、必ず満洲語と漢語で年月と来文、行文の別が記してあり、清書し直した文書であることも明記されている。⁽¹⁶⁾ また文書そのものや文字の大きさ、筆跡(全て手書き)は、少なくとも同一の月においてはほぼ一定で、文書には印鑑や摺印の跡が全くない(このため判読しやすい)。従って戸司之部の文書が全て保管用の写しであったことは明らかである。⁽¹⁷⁾

戸司之部の文書には、もう一つ注意すべき点がある。それは必ず各文書の冒頭に、

千字文から取った漢字一文字（ないしはその音写）と序数が記されていて、文書の本文がその後から改行をせずに始まっていることである。（『資料集成』、『翻譯』の凡例、序文等は、全くこれに言及していない。）この文字と序数が、文書の整理のため清書の際に書き加えられたものであることは疑いない。⁽¹⁹⁾

今、各文書の年代と千字文の関係を整理して表二のようにまとめてみると、一年分の文書を全て一文字で表わして整理していたらしいことがわかる。伏、鳴を基準にして、文書の年代差数だけ千字文の文字を最初の方へ溯って「*teng, dzi, guwa (guwe)*」にそれぞれ騰、字、国がびったり当てはまるからである。伏、鳴から後ろへ下ってみても、蓋（*||*蓋）、慕以外はびったり一致する。一致しない二文字のうちの蓋の文書は、光緒三年の一二月末の文書が多いし、蓋の一号から三七号という大へん若い序数がついているので、翌、光緒四年正月分の最初の文書として蓋を記されたと解すべきであろう。そうすると蓋も一致する。ただ慕だけは全く合わない。毎年一文字ずつ使っていたとすれば、光緒一九年分は傷のみであるはずだが、ここでは同一年で慕も併用されている。が、ともかくこの慕字をつけられた五通の文書を除けば、一年分に一文字が使用されていたと考えてまず誤りないであろう。⁽²⁰⁾

この仮定に基づいて、千字文の第一文字目「天」が記された文書の年を算定してみると、雍正一二（一七三四）年となる。したがってもし前記の仮定がずっと以前から正確であったとすれば、清書して戸司に保管されていた文書は、雍正一二年分からあったことになる。又その上に乾隆三二（一七六七）年分と嘉慶二二（一八一七）年分の文書が、八月の時点でそれぞれ既に六四二号と六三八号を数えていたことを考え合わせると、トゥメト旗文書十万余通という数も充分納得できるところであろう。

表三 言語別全文書番号

	満洲文文書	モンゴル文文書	漢文文書
兵司之部	54~55, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 74, 79, 84, 86, 87, 88 ~90	1~53, 56, 57, 58, 59, 60, 67~68, 75, 77~78, 80, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 91~92, 99	62, 63~66, 69~73, 76, 81, 82, 83, 85, 93~98
戸司之部	100~105, 107~112~136, 138, 140, 145, 170~171, 181~182, 185~188, 191, 195, 201, 204, 209, 211~ 213, 215~216, 221~223, 226~227, 247~251, 253, 257~262, 267~273, 275	106, 112, 142~143, 165, 174~175, 178~ 179, 281	137, 139, 141, 144, 146~ 164, 166~169, 172~173, 176~177, 180, 183~184, 189~190, 192~194, 196~ 200, 202~203, 205~208, 210, 214, 217~220, 224~ 225, 228~246, 252, 254~ 256, 263~266, 274, 276~ 280, 282~287

下線のついている文書は、二言語が併用されているもの。

次に言語別の構成で言うと、モンゴル文文書は兵司之部（特に康熙）に、満洲文、漢文文書は戸司之部にかたよっている。ただしのべ総数としては三つとも大差ない（表一参照）。のべ数とは、二言語併用文書を両方の言語から一通と数えた数である。大部分の文書はどれか一種類の言語で書かれているのだが、十二通だけ二種類の言語が併用されているものがある（表三参照）。うち第五七、五八、五九、八六、八七の五通の文書は、いずれも前半の満洲文と後半のモンゴル文の内容がほぼ完全に一致している。⁽²²⁾同一の文書を満蒙二体で書き表わしてある例である。満漢、蒙漢に関してはこの種の例はない。

年代面で『資料集成』の構成上、特に目につくのは、兵司で康熙期の文書（モンゴル文）が異常に多いことと、戸司で乾隆期の文書が少ないことである。しかしその理由はわからない。一方兵司之部の道光期、戸司之部の康熙、雍正期は、いずれも編集の時点で文書が見つからなかったと説明してある（凡例）。これを考慮に入れるならば、全体

として各時代の文書をまんべんなく収録しようという編集姿勢があったらしいことは、容易に想像がつく。

三 文書の内容別分類とその実例

『資料集成』の文書は内容が実に多岐にわたっており、ほかからはうかがい知れない歴史的事実を豊富に含んでいる。そのため分類する項目を細かくして多めに立て、同一文書を複数の項目でリストアップすることによって、文書の全容をカバーすべきであると考ええる。この方針でまとめたのが表四である。以下、表に沿って内容をまとめて行くが、項目の順序に深い意味はない。

a 土地関係 帰化城周辺には既に清初から耕地が広がっており、漢人入植者も多かったので、土地をめぐるめごとが頻発していた。

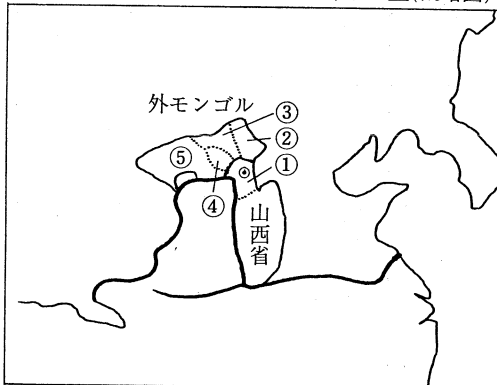
モンゴル人同士の土地争いは、地代徴収権の売買・貸借・相続に発するものがほとんどである。つまり彼ら自身はあまり耕作をせず、土地を漢人に貸して地代を徴収していたらしい。それに対してモンゴル人と漢人との土地争いは、土地そのものの売買・貸借に発するものが多い。第一〇九、一二五文書には漢人が、借りた土地に親族の死体を埋めて墓を作り、既成事実作りをねらった例まで見える。モンゴル人による個人的土地所有の発生時期や存在範囲は、今後の課題となろう。

土地争いの文書は訴状（全てモンゴル人による）が多く、各庁の同知はモンゴル人の言い分をきいてくれないという訴えも見られる。管轄の分担というレベルを越えて、漢人は庁（同知）を、モンゴル人は旗（副都統）を頼る傾向があったらしい。また漢人農民は、無許可で旗の境界を越えてモーミンガンやチャハル、四子部落にも耕地

k 辺境	外モンゴルにかかわるもの イリにかかわるもの 青海にかかわるもの チベット・ジュンガルにかかわるもの	6, 11, 15, 51, 191, 212, 215, 250, 258, 259 260, 261 42, 74, 216 8, 12, 42
l	貧民の救済 災害	11, 15, 58, 113, 120, 121, 171 11, 124
m	トゥメト旗の学校と書記	41, 55, 181, 227, 247, 267, 275
n	物価の記してあるもの 賃金・俸禄の記してあるもの	92, 120, 121, 130, 251, 257, 281 102, 129, 130, 181, 227, 247, 251, 267
o	公定の訳語	61, 62
p	その他	14, 16, 30, 31, 33, 36, 43, 44, 50, 131, 145, 185, 253, 262

内容が多岐にわたるものは複数の項目でリストアップした。項目の順序に深い意味はない。

帰化城トゥメト旗とオランチャップ盟(概略図)



- 帰化城と綏遠城(現呼和浩特)
 ①帰化城トゥメト旗 ②四子部落旗
 ③ハルハ右翼旗(ダルハンバイレ旗) ④モーミンガン旗
 ⑤オラト旗(三旗あり) ②, ③, ④, ⑤がオランチャップ盟

表四 文書の内容別分類(満洲文・モンゴル文のみ)

	内 容	文 書 番 号
a 土地 関係	土地争いの訴訟(モンゴル人同士)	77, 78, 79, 80, 83, 84, 85, 91, 135, 195
	〃 (モンゴル人対漢人)	82, 107, 109, 114, 115, 117, 125, 178
	漢人の越境耕作問題	106, 112, 138, 140, 142, 143
	土地利用の訴訟・争い	75, 165, 204
	土地・家の売買とそれに対する課税	54, 134, 201
	土 地 改 良	126
b	土地争い以外の訴訟	34, 45, 48, 108, 115, 133, 213
c 犯 罪	窃 盗	18, 27, 32, 37, 38, 39, 40, 46, 47, 49, 56, 59, 60, 67, 68, 99, 100, 101, 248
	窃盗以外の犯罪	5, 6, 21, 52, 99, 100, 101, 118, 142, 143, 213, 226
	官吏・台吉らの処罰	5, 6, 10, 18, 21, 54, 100, 101
d トゥ メ ト 旗 の 負 担 と 財 政	トゥメト旗における官吏・兵士の派遣費用 (駐屯・巡察)	113, 127, 128, 182, 186, 187, 188, 209, 221, 222 223, 268, 269, 270, 271, 272, 273
	〃 (それ以外)	89, 123, 212, 215, 226, 248, 250, 259, 260, 261
	人馬・物品の供出(費用を記したもの)	74, 212, 215, 250, 259, 260, 261
	〃 (費用を記してないもの)	3, 8, 12, 15, 19, 25, 27, 41, 216, 258
	理藩院への人馬・物品の送付	2, 4, 9
	トゥメト旗における穀物保管	11, 19, 23, 24
	トゥメト旗の財政(銀の利子)	110, 111, 113, 116, 122, 186, 187, 212, 221, 223 227, 268, 269
	〃 (それ以外)	11, 105, 113, 118, 132, 136, 181, 188, 209, 247 211, 249
e	旗の境界のオボー	86, 87, 88, 89, 90, 106, 112, 133, 140
f	石 炭 の 採 掘	104, 105, 118, 119, 136, 171, 209, 222, 226
g	北京への年班(新年の朝賀)	1, 22, 29, 53, 56
h	武器・軍馬の点検命令	7, 17, 26
i ラ マ 教 等	ラマ・バンディらにかかわるもの	5, 8, 12, 20, 40, 41, 46, 52, 57, 67, 68, 78, 99, 134, 170, 213, 281
	ラマ寺院にかかわるもの 祭礼とその費用	20, 41, 92, 99, 143, 174, 175, 178, 179, 213, 281 251, 257
j	文書送付の事務連絡	13, 20, 28, 35, 58, 103

を広げ、モンゴル人の強い反発⁽²³⁾を招いている。

土地利用に関する争いの例を出すと、第一六五文書でオラト三旗長が、牧地代をめぐってトゥメトの漢人や托克托^{トク}庁と対立し、トゥメト副都統に介入を要請している。また土地売買の文書からは、地価⁽²⁴⁾がわかる。

b 土地争い以外の訴訟 借金返済、家畜の売買、冤罪等の訴訟が見られる。

c 犯罪 窃盗、特に家畜泥棒の案件が多い。被害者が他旗まで犯人を追って行った例や捕縛に旗の驍騎校（満洲語 *funde bošoku*、モンゴル語 *kündü bošyru*）らが派遣される例、他旗にまで指名手配が及ぶ例などから、犯人捕縛のシステムがよくわかる。その他の犯罪では、無許可の石炭採掘（後述）、人身売買未遂（第五二文書）、越境耕作者の捕縛等の案件がある。

官吏、台吉^{タイジ}らの処罰は、行政上のミスや怠慢によるものが多いが、第六文書では娘をハルハへ嫁がせるべく連れ行った *qayučid*^{キヤウチド} の四等台吉が官位・財産を没収⁽²⁵⁾された例が見える。

d トゥメト旗の負担と財政 派遣や供出で旗から出す官吏・兵士、馬、荷車等の諸費用（人間は食費のみ）支出の文書は全て満洲文書で、兵司の要請によって戸司が銀庫の所⁽²⁶⁾（*menggün namun i ba*）に銀の支出を命じた文書がほとんどを占める。官吏・兵士の派遣では、大青山の北（*alin i amargi*）の各地で駐屯（*karun tebumbi*）盗賊の巡察（*hulha holo be giyarine baicabumbi*）をさせた例が多く、毎月の食費を細かく計算して支出⁽²⁷⁾している。その他の派遣費用では、遠方のラマや役人の送迎、護衛が多く、オボ^{オボ}の修理、犯罪の調査等もある。人馬・物品の供出では、護衛兵のほか、道案内人、使者の乗用馬、貧民救済のための穀物等を供出している。また理藩院まで送っている例もある。第二三、二四文書では山西巡撫が船で穀物をフフホト近くへ移し、工部、理藩院の役人

が穀物庫五十を築くとある。その際トゥメト旗が労働者を出し、大同府が賃金を出すということになっている。

旗の財政では第一一三文書が出色である。まず嘉慶二十一年におけるトゥメト旗の財政収支が、綏遠城將軍を経て理藩院へ提出され、皇帝の勅で承認されたという。そしてそれがまた理藩院、將軍を経てトゥメトへ送られた。このうち最後の、將軍からトゥメト副都統へ送られた文書がこれである。ここには細々とした旗の収入が、銀と銅錢の正確な額をともなうて現われる（支出はあまり詳しくない）。主な収入源としては、石炭鉞山の収益、帰綏道から受け取る銀、石炭やラクダの交易で作った基金からの利子（銀の利子として多くの文書に頻出する）、塩税、地代などが見える。銀の利子以外の旗の財政については、石炭の収益を記したものが多く、公文書作成用の紙、筆等の費用を記したのも二通ある。

e 旗の境界のオボー（石積み） 第八六から九〇までの文書は一連の文書で、トゥメトと、モーミンガン、四子部落、ハルハ右翼各旗との境界に印として設けたオボーがくずれそうなため、双方から役人を出して共同で直し、費用を支出したことがわかる。その他四通は、越境耕作にからんでオボーを直そうというもの。なお第九〇文書はトゥメト、モーミンガン両旗境界のオボー七〇個の修理報告書で、オボーの位置と名が詳しく記されている。

f 石炭の採掘 トゥメト旗からは石炭がかなりとれたらしく、旗の収入に重要な位置を占めていたのは前述の通りである。文書の内容としては、モンゴル人が副都統に採掘許可証を求めたもの（第一〇四、一一九文書）、漢人の無許可採掘を告発したもの（第一一八、一二六文書）があり、他は石炭収益を公費に入れた例である。鉞山の位置は、各文書にフフホトの西北百三十余里、西二百余里、トゥメト・四子部落両旗の境界、大青山などであるので、旗の北部、西部方面であったことがわかる。第一一八文書は、漢人が無許可で掘った石炭を安く売るので、旗

公認の石炭が売れなくなったことを旗の鉞山の参領が告発し、漢人の採掘停止を申請したものである。トゥメト旗に石炭鉞山を管轄する参領が居たことは、他の文書からも知られる。第二〇九文書ではこの参領が、同治元年二分の石炭の売り上げの銅錢十六万七千九百二十四枚のうち七割を旗の銀庫に入れ、三割を鉞山へ派遣された官吏・兵士の食料としている。第一〇五、一三六文書も同様である。

g 北京への年班（新年の朝賀） 新年の朝賀に北京へ来る順番や指示を、理藩院が各旗の王公に伝えたもの。
 h 武器・軍馬の点検命令 三通とも印刷された文書で、理藩院が各旗の兵士の武器・軍馬を怠りなく点検せよと命じている。毎月送られていたらしい。

i ラマ教等 ラマに関する文書には、ラマや下位のバンディによる犯罪（第四〇、五二、六八、九九文書）や訴訟（第七八、二二三文書）の文書が多い。他に第五七文書は、兵司を担当した副都統がフフホトのシレトホトクトに出した文書で、フフホトのラマたちの飲酒、妻帯を取り締まるのに協力を命じた文書。第四一文書は、モンゴル語版甘珠爾をチベット語版と対照させて直すため、モンゴル文に通じた書記をドロソノールへ送れという勅令。また第一七〇文書は、道光三十（一八五〇）年十二月に、北京の雍和宮で第一七代 チャンジャ ホトクト *janggiya kutuktu*（満洲文）たる転生者が決定された時の勅である。即位間もない咸豊帝の興奮がよく伝わってくる。

寺院はフフホト周辺のものが頻出するが、具体的なことが述べられているもののみをリストアップした（概ねモンゴル文）。第一四三、一七八文書は *öljei-yi egenegte bol'ayči süm-e*（延寿寺⁽²⁸⁾）に関するもので、特に後者ではこの寺が漢人からとりたてる地代で寺院を運営していたことがわかる。漢人と争っていたことはこの寺も同様である。第一七四、一七五、一七九文書は *šan yan se*（善因寺）に関するもので、トゥメト旗から行ったラマに天幕

を建てる銀を旗の衙門が渡す際の交渉。第九二、二八一文書は、*yohi toli bulay* にある *örüsien aburay'ci sum-e* (仁佑寺) がトゥメト旗の衙門に寺院運営費を要求したものである。この二通と祭礼の二通については後述する。

j 文書送付の事務連絡 第一三、三五文書は、各旗から理藩院へ各々、『大清一統志』の編集材料となる情報、旗内の高齢者の名簿を送れという命令。

k 辺境 この項目の文書は、辺境の使者や官吏が通過する際の送迎等のものが多い。他に第六、五一文書はハルハとの交易、交渉。第四二文書はハイシツヒ氏の翻訳した文書で(注1参照)、ツェワンアラプタンの派遣したジューンガル軍が、チベットへ侵入した際の事情をよく伝えており、大へん興味深い。

l 貧民の救済と災害 トゥメト(第一二一、一七一文書)、オラト、モーミンガン(第五八文書)等の貧民救済の様子がわかる。第一一、一五文書で、トゥメト旗からハルハの貧民に穀物を送るというのは、ガルダンのハルハ侵入と関係している可能性が高い、第一一、一二四文書は、トゥメトの旱魃と水害を伝えている。

m トゥメト旗の学校 (*taciku* 満洲語) と書記 第二四七文書は、旗の学校の経費を支給する文書で、教官のことも興味深い。第五五文書は満蒙両文に通ずる書記が必要なることを、第二七五文書は、学校の満蒙両文に通じた子供を書記見習いとして衙門に送ることを伝えている。当時の学校とは、書記の養成所であったと思われる。前述の第四一文書を除く残り三通は、書記の賃金に関するものである。

n 物価の記してあるものと賃金・俸禄の記してあるもの 第二五一、二五七文書が特に貴重である。いずれも祭礼に使った物品の代金を、前者は三十六種、後者は三十四種の品目にわたってあげている。例えば牛一頭が銀十両、小麦粉一斤が銀三分等々である。ほかにも砂糖、酒、木炭、蜂蜜等実に多岐にわたっている。また第九二、二

八一文書には、寺院で使う細かい物品の値段が列記してある。

○ 公定の訳語 漢語と満洲語で欽定の訳語が記してある。

P その他 例えば第一四文書は賦役、第三〇文書は年末年始の印璽の封印・開印、第一四五文書はモンゴル人の養子縁組、第一八五文書は避諱、第二五三文書は康熙帝の誕生日の禁止事項、第二六二文書は日食に関するものである。いずれも珍しい内容を含んでいる。

おわりに

以上述べて来たことで明らかのように、『資料集成』は、トゥメト旗文書から抜き出された影印版の檔案史料で、清代内モンゴルの真実の姿を伝える現地の一等史料である。これらの文書の詳細な検討によって、我々は、漢人との土地争いや石炭鉱山、旗の境界、犯罪者の捕縛など、当時のモンゴル人の生きていた世界を生々しくよみがえらせることができるであろう。また経済史的な面で言うと、旗の財政収入、ラマ寺院の運営、当時の物価等が実に細かく正確な数字で現われ、信頼性が高い。

今後、これらの情報を活用し、いっそう臨場感のある歴史像の再現に進んでいきたい。

注

- (1) 例えば、ハイシツヒ氏が次の論文で文書一通(『資料集成』の第四二文書)を転写、全訳されている。W. Heissig, "Ein mongolischer zeitgenössischer Bericht über der Ölteneinfall in Tibet und die Plünderung von Lhasa 1717," *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*, 104-2, 1954, pp. 391-411. また一九七九年の第五回東亜アルタイ学会(台北)で森川哲雄氏も第四二文書を中心に紹介された。Tetsuo MORIKAWA, "On the Documents

of the K'ang-hsi Period of Koke Qota-Yin Tumed Qosigu (The Tumed Banner of Koke Khota)" *PROCEEDINGS OF THE FIFTH EAST ASIAN ALTAISTIC CONFERENCE* p.131-139, ed. by Ch'en Chieh-hsien 1980 Taipei. 氏は同(一九七九)年の東方学会第二九回全国会員総会でも同様の発表をされた。

(2) 『翻譯』は例えば今堀誠二『中国封建社会の機構——帰綏(呼和浩特)における社会集団の実態調査』(日本学術振興会、一九五五年)の六五八頁及び六六七～六九五頁において利用されている。

(3) この両書の序、編者序、凡例、奥付はいずれも大へん簡略であるため、そこに明記されている事柄を利用する場合は、繁雑さを避けるべく、いちいち出典の注をつけなく。直接引用する場合は「」で示す。

(4) 巴彥塔拉盟(bayantalai-yin üyüülan)という行政区画は、清代のチャハルの一部と帰化城トゥメトの地域を中心として一九三七年に成立したもので、清朝及び民国期には存在しなかった。『蒙古連盟自治政府巴彥塔拉盟公署官房巴彥塔拉盟要覽』(厚和、一九三九年)参照。(・印筆者)

(5) 『資料集成』編者序の六頁に「本輯が全文書の發見以後僅かに一年有餘にして今日はやくも上梓されるに至りしは」とあることから逆算した。

(6) 帰化城トゥメト旗の官制を略述すると以下の通りである。最初崇徳元年に左右翼都統が置かれ、順治四年以後は中断はあったものの世襲されていた。しかし乾隆二年、十九年以後各々世襲がとり消され、さらに乾隆二十八年帰化城トゥメト旗が綏遠城將軍の管轄下に置かれた後、廃された。副都統も多い時には四名置かれたが、徐々に減員され一名となった。光緒『大清會典事例』卷九百七十六、『欽定外藩蒙古回部王公表伝』卷百十二、百十三等参照。一方この動きとは逆に雍正元年帰化城庁が置かれて以来、周辺地域には漢人を管轄する庁が次々と増設されていった。これらの庁は、帰綏道を介して山西省巡撫の管轄下にあった。帰化城周辺には周知の如く明代後半から漢人が徐々に耕地を広げてきており、四子部落やモロミンガン等に比して、より中国本土に似た環境にあった。札薩克(旗長)が設置されなかったこと(一般には天聰九年の俄木布の乱のためという)や庁が次々に増設されたことは、そのことと深いつながりがあるはずである。矢野仁一『近代蒙古史研究』(弘文堂書房、一九二五年)第十三、十四章、森川哲雄「十七世紀前半の帰化城をめぐって」(『内陸アジア・西アジアの社会と文化』出川出版社、一九八三年、三七三～三九〇頁)等参照。

(7) 成紀は成吉思汗紀元の意。一二〇六年をチンギス汗の即位年として数えたもので、蒙古連合自治政府で用いられてい

た。江實「蒙疆」〔『歴史教育』一五・九・十、一九六七年〕六三頁参照。

- (8) 奥付による。また印刷は同一月一日、編者は江實(蒙古連合自治政府巴彥塔拉盟公署文教科)、発行者は竹本光郎(同公署庶務科)となっている。

- (9) 『全国蒙古古旧图书资料联合目录』(内蒙古人民出版社、一九七九年)三四一頁、一二六七番に名があげられており、民族文化宮图书馆所蔵となっている。

- (10) 筆者は、四天王寺国際仏教大学の原山煌氏の所蔵本より複写させていただいた。ここに謝意を表する次第である。

- (11) 若松寛「内蒙古蒙古史学界瞥見」〔『佛教史学研究』二八・二、一九八六年〕

- (12) 満洲文書では *coohai hyenten* 「兵の小部局」(頻出)と記されている。モンゴル文書では *čeriġ-un si* 「兵の司」(si は「司」の音を写したものの、第五九文書のみ)、または満洲語をモンゴル文字でそのまま表記して *čouqai jür'an* 「兵の大役所」(例えば第四〇、五二、五三文書)として現われる。ただし満洲文書中の *coohai jurgan* は、ほとんどが北京の六部のうちの兵部を指して用いられており(例えば第一〇〇、一〇一文書)、注意を要する。ちなみに第四文書の *čeriġ-un rajar* (モンゴル語、『翻譯』には「軍営局」とある)は兵部を指していると思われる、第五七文書(満蒙両文)の *coohai jurgan, čeriġ-un yabudal-un yamun* は一般的語義としては共に兵部であるが、この文書では両方兵司を指していると解した方が自然である(『翻譯』は「軍務省」とする)。

- (13) 満洲文書では *boigon hyenten* 「戸の小部局」(頻出)、モンゴル文書では *sang-un si* 「倉の司」(第八六、八七文書のみ)として現われる。『翻譯』は後者を戸司に当てず、ただ「倉司」としているが、「倉司」という役所は存在しない。

- (14) 来文とは他の役所から送られて来た文書で、行文とは他の役所へ送られた文書の控え。

- (15) おそらく木版印刷と思われる。このうち第七(康熙一九年)、一七(同三〇年)、一八(同三二年)、二五、二六、二九、三〇(以上四通、同三四年)、四二(康熙年数は判読不能)、五六(雍正二年)文書は、理藩院から種々の指示を伝えたもの(モンゴル文)。第七一文書(嘉慶十六年)は、「刑部題定驗屍圖格」と表題がついていて、人体図と表(漢文で人体各部の名が列記されている)からなる。十通とも最後に手書きで年月日が付けられており、一部は送付先も手書きしてある。いずれも北京で大量に印刷され、各地に配布されたものであろう。

- (16) 十二枚ともよく似た文言が書いてある。例えば第一八〇文書と一八一文書の間にある表紙には、満洲語と漢語が次のよう
な配置で記されている。この上にさらに二、三語書き加えたものや印鑑の押されたものもある。

渡し送った案件を清書して記録した(檔子)
atabume yabubuha baita hacin be sarkiyame ejene dangse

戸 司

同治元年正月分行文驛檔

(戸司)
bolgon fyenten

(同治) 元年 正月 分の 多くの 所
yooni dasan i suncungga aniya biyai ubui geren bade

- (17) 何故戸司之部のみが写しであるのかは全くわからない。ただ戸司之部の文書が写しであってやや価値が劣ることは、『資料集成』の凡例ではっきり述べられているから、編集の時点で既に写ししか残っていなかったことは確かであろう。

- (18) この千字文と序数詞の部分は、満洲文文書では必ず満洲文で、モンゴル文文書では満洲文かモンゴル文で(後者は第一七九、二八一文書のみ)、漢文文書では満洲文か漢文で記してある。つまり文書本体がモンゴル文や漢文であっても、千字文と序数だけはしばしば満洲文になっているわけである。各々例をあげると、満洲文では *fu dai nadaci hoo*「伏字第七号」(第一四五文書)、モンゴル文では *fu dai nige jayun arban qou*「伏字一百十号」(第一七九文書)、漢文では「伏字十一号」(第一四六文書)というふうに記されている。

- (19) さらに来文文書では、この千字文と序数の次に日付が記され、それからようやく文書そのものが始まっているもの(第一六五、一七四文書等)がかなりある。これらは末尾に、先の日付より数日ないし約一ヶ月早い別の日付を持っている場合が多い。これは末尾の方を文書の發送日、冒頭の方を文書の受理日と解釈できよう。

- (20) 第二二三文書(満洲文)も、一見年代と千字文の文字が合わないように思われるが、これは『資料集成』編集の際の誤りである。この文書は、互いに関連する二通の文書がくっついてきている。一通目は一行目から一〇行目まで、二通目は一行目から一四行目までである。そのうち一行目から一三行目までは嘉慶二年八月来文の最後の所に収められており、一四行目だけが離れて、道光五年正月行文の最初の所に収められている。文書自体の日付は、一〇行目に一通目文書の日付と) *doro eldengge i sunjaci aniya aniya biyai*「道光五年正月」(日を欠く)とあり、文書冒頭に *giwa dai*

「nini. hoo」国字一号」とあるのとよく一致している。したがって本来文書全体が、一四行目の位置（道光五年正月行文の最初）に収められるべきであるのは明らかである。『資料集成』の目次も同様に誤っている。

(21) ただし、第六一、六四文書のように他言語が数語程度混ざっているものは、併用と見なさない。併用の十二通は表三に明示した。表三は、各所で引用した文書が何語で書かれているかを示すために掲げておく。

(22) ただし第五九文書は、満洲文部分に一部混乱が見られる。残りの七通は、関連した内容が他言語で書き分けられているものや、関連した他の文書を添付したものなどである。

(23) 第一〇六（副都統あて）、一一二（後半は綏遠城將軍あて）文書からは、モーミンガン旗長ラシドンロブの怒りが伝わってきた実感がわく。第一四〇文書はチャハル、四子部落旗方面（漢人は捕えられた）。第一四二、一四三文書ではトゥメト内の牧地で漢人が捕えられ、その家屋もすぐ破壊されている。

(24) 例えば第五四文書では五部屋の家（場所不明）が銀二三兩三錢で、第二三四文書では東西三丈六尺、南北一丈の家（帰化城の南）が銅錢二十八万枚（土地付き）で売買されている。

(25) 文書の前半で理藩院が勅を引用して、内モンゴル全体に *qaiqa*, *igeled*, *tang'ud*, *bar'yu* 等との交易、交渉を禁じている。当時（康熙十八年処罰）ハルハは、まだ清朝領ではなかったのである。

(26) モンゴル語では出てこない。第二二三文書に「フフホトのトゥメト旗の *namun*（倉）に収めた……銀」とある倉と同じ。戸司に付属してトゥメト旗の公費を保管していたと思われる。

(27) 文書に出てくる多くの駐屯地名は、ほとんど全て理藩院則例に見え、トゥメトの官吏・兵士も月交替で駐する事が定められている。『欽定理藩院則例』（道光）卷三十四辺禁、大青山後移駐卡倫の項。

(28) 寺院の漢名は、主に次の本によった。金峰整理注释『呼和浩特召庙』（内蒙古人民出版社、一九八二年、モンゴル文）

（本稿を作成するにあたって、モンゴル国立大学のミシツク氏及び九州大学の森川哲雄氏より多くの助言をいただいた。また成稿後、江實氏（手紙）及び藤枝晃氏（内陸アジア史学会での本稿発表の際）より各々以下の貴重な御教示を受けた。四氏に対しここに深く謝意を表したい。一、『史料集成』と『翻譯』の発行部数はいずれも五百部（全て寄贈）であったこと。二、『史料集成』第二輯は、出版準備中に空襲で焼けたこと。）

（大学院後期課程学生）